

令和3年7月12日

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、急速な感染拡大が懸念されることから、国は東京都を対象に緊急事態宣言を発令し、東京都は緊急事態措置として、7月12日から8月22日まで、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業所に対する営業時間短縮やイベントの開催制限等の要請を実施することとしました。

本措置の適用期間中、各市立学校においては、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記のとおり、基本的な感染症対策を一層徹底してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

学校における教育活動の継続と児童・生徒の学びの保障の観点から、改めて以下の事項に取り組みます。

- (1) 家庭との緊密な連携を図りながら、全児童・生徒に対し、感染防止対策の徹底について指導する。
- (2) 学校の感染防止対策の総点検を行い、必要な対策を確実に実行する。
- (3) 緊急事態宣言の趣旨の徹底を図り、全児童・生徒に対し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
- (4) 教職員は、児童・生徒を指導する立場にあることを自覚し、勤務時間内外を問わず、不要不急の外出自粛等の感染防止対策を確実に実行する。

2 基本的な感染症対策の徹底（「府中市立学校感染症予防の手引き（令和2年10月6日時点）」参照）

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

3 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動の一時停止

緊急事態宣言期間中、各教科等において、万全を期してもなお飛沫感染の可能性が高い活動（児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴う活動）は行ないません。

なお、学期中のプール指導については、感染症対策を講じた上で実施します。

4 校外学習等の実施（宿泊行事を除く。）

学校近隣（徒歩で移動できる範囲）の校外での学習については、感染症対策を徹底した上で実施します。また、府中市美術館及び府中市郷土の森博物館等、市内施設を活用した校外学習については、徒歩又は借上げバスの利用により実施します。

5 保護者会及び個人面談等

緊急事態宣言の解除される日まで原則中止とします。

なお、宿泊行事に関する説明会や保護者会、個人面談等、中止・延期が難しいものについては、実施規模を学年単位以下とするなど、感染症対策を講じるとともに、短時間で終了できるように実施内容を精選した上で実施します。また、保護者の方で、体調不良や感染の心配などから欠席する場合は、各学校へお問い合わせください。

6 小・中学校における部活動の取扱い

緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、感染対策を確実に実行するとともに、感染に対する不安や、熱中症の防止にも配慮し、児童・生徒の安全を最優先とした必要最小限の活動として、校長の許可の下、実施します。

また、児童・生徒の活動の機会を保障できるよう、各学校において、以下の点に留意して実施します。

- (1) 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動については行わない。
- (2) 夏季休業中に東京都中学校体育連盟が主催する競技大会や東京都中学校吹奏楽連盟が主催するコンクールなど（以下、「公式戦等」と記す。）が開催される場合は、顧問の教員や部活動指導員の引率の下、感染症対策を徹底した上で、補欠を含めた出場する生徒に限り当該の公式戦等への参加を認める。
- (3) 公式戦等及び公式戦等を控えた特別の活動に参加する生徒については、保護者からの同意を得ること。
- (4) 活動日等の取扱いについては、次のとおりとする。

〔夏季休業前（7月12日から7月20日まで）の活動日等の取扱い〕

- 公式戦等のない部活動については、平日のみ3日以内とし、活動時間は2時間以内とする。また、校外での活動、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- 公式戦等を控えている部活動については、土曜・日曜を含め、週当たり4日以内（大会当日を除く。）の特別の活動を認めるものとする。活動時間は、平日2時間以内、週休日3時間以内（昼食を挟むような時間設定をしない。）とする。
また、全国大会・関東大会につながる場合のみ大会参加に伴う、都県をまたがない練習試合や合同練習などを認める。

〔夏季休業中（7月21日から8月22日まで）の活動日等の取扱い〕

- 公式戦等のない部活動については、週当たり（月曜から日曜まで）3日以内とし、活動時間は3時間以内（昼食を挟むような時間設定をしない。）とする。ただし、校外での活動（体育館工事に伴う小学校体育館及び市立体育館の利用を除く。）、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- 公式戦等を控えている部活動については、週当たり（月曜から日曜まで）4日以内（大会当日を除く。）の特別の活動を認めるものとし、活動時間は3時間以内（昼食を挟むような時間設定をしない。）とする。
また、全国大会・関東大会につながる場合のみ大会参加に伴う、都県をまたがない練習試合や合同練習などを認める。

7 学校と家庭との緊密な連携による感染防止策等の徹底

(1) 家庭における感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（御家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず児童・生徒等を休養させてください。）

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をまいります。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、夏季休業中を含め、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

8 その他

今後、国や都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第五中学校

TEL 042(363)9125